令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正について)

目グ		ページ
1	改正される基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	2
2	基準条例の規定形式の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	2 ~ 3
3	条例委任する場合の基準設定の類型・・・・・・・・・・・・・・・・P	4
4	既要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	4 ~ 5
5	施行期日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	5
6	。 参考 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ~ 9

こども部

令和6年2月

1 改正される基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

※ () 内は関係する条例であるが、改正の必要はない

2 基準条例の規定形式の見直し

本市においては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育 て支援施設等の運営に関する基準(以下「基準府令」という。)に準じ、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。)を制定しているが、それらの内容は、基本的に基準府令と同じ内容を基準 条例で規定(2度打ち)していた。

基準条例においては、本市独自の基準(『暴力団員等の排除』に係る基準など)を加えていることなどから、どの部分が『基準府令と同じ内容の基準』で、どの部分が『本市独自の基準』であるのか非常に分かりにくいものとなっていた。また、基準条例の制定及び改正に係る職員の事務量は、相当の事務の負担が生じていた。

このようなことから、令和5年9月市議会において、基準条例の規定形式の見直しが議決され、基準府令に定める基準に準拠する形式に変更することで、市独自基準の明確化及び基準条例の改正に係る事務処理の効率化を図ることとなった。

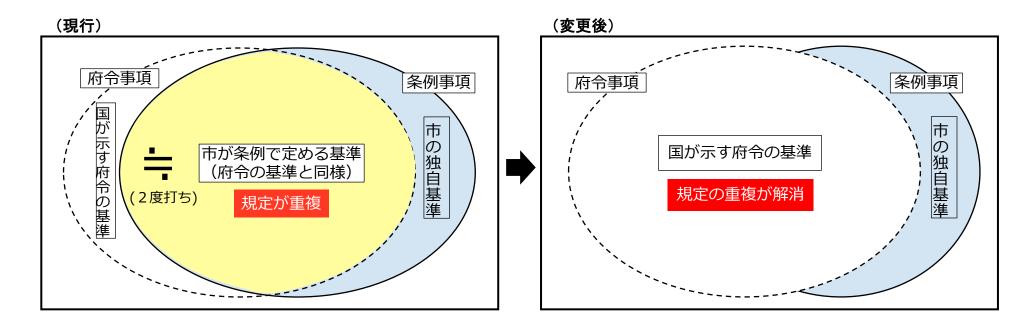
これにより、基準府令の一部が改正されても、基本的には基準条例の改正は行わないこととなったため、このたび基準府令が一部改正されるが、基準条例の改正は行わないもの。

〇長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (抜粋)

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

- 第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、<u>法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準(府令第13条第4項に規定する基準を除き、府令の改正に際</u>し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。
- 2 略

基準条例見直しのイメージ



【基準府令に定める基準に準拠する形式について】

これまでは、基準府令と同じ内容であっても、条文を基準条例で規定していた。

そこで、基準条例を基準府令に定める基準に準拠する形式に変更することで、次の条文構成で足りることとなる。

- ① 基準条例は、原則として当該基準府令で定められた基準どおりとする旨を規定する。
- ② ①以外で、本市として独自の基準を定める項目(『暴力団員等の排除』に係る基準など)については、具体的に条文で規定する。

3 条例委任する場合の基準設定の類型

類型	異なるものを定めることの許容の程度
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた 「標準」とことなる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めること が許容されるもの。

4 概要

(1) 施設の重要事項の書面掲示の見直し(参酌すべき基準)

基準府令第 23 条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。

改正後	改正前	
(<u>掲示等</u>)	(<u>掲示</u>)	
第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見	第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見	
やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担	やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担	
その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認め	その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認め	
られる重要事項 <u>を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行</u>	られる重要事項 <u>を掲示しなければならない</u> 。	
う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として		
公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は		

<u>有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>

(2) 記録の交付を定めた規定文の適正化(参酌すべき基準)

基準府令第 62 条に規定する、磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとする。

改正後	改正前
(電磁的記録等)	(電磁的記録等)
第六十二条 (略)	第六十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
— (略)	— (略)
二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。) をも	ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方
って調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方	法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも
法	って調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方
	法
3~6 (略)	3~6 (略)

5 施行期日

令和6年4月1日

6 参考

○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日 条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。)の定めるところによる。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

- 第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準(府令第13条第4項に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。
- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府令第5条	第13条	第13条 (第4項を除く。) の規定及び長崎市特定教育・保育施
		設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
		(令和5年長崎市条例第41号。以下「条例」という。) 第5条
府令第13条第5項	前4項	第1項から第3項まで及び条例第5条
府令第13条第6項	第4項	条例第5条
府令第13条第6項ただし書	第4項	同条
府令第20条第5号	第13条	第13条(第4項を除く。)の規定及び条例第5条

府令第35条第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条第4項
)の規定) の規定及び条例第5条の規定
	同条第4項第3号口(1)	条例第5条第3号イ (ア)
	同号口(2)	同イ(イ)
	含む。	含む。)」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ど
		も」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども(特別
		利用保育を受ける者を含む。
府令第36条第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条第4項
)の規定) の規定及び条例第5条の規定
	同条第4項第3号口(1)	条例第5条第3号イ (ア)
	同号口(2)	同イ(イ)
	除く。	除く。)」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ど
		も」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども(特別
		利用教育を受ける者を含む。
府令第51条第3項及び第52条第3項 第13条第4項第3号イ又はロ		条例第5条第3号ア、イ又はウ

(暴力団員等の排除)

- 第4条 特定教育・保育施設の設置者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

- 3 前2項の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。 (利用者負担額等の受領)
- 第5条 特定教育・保育施設は、府令第13条第1項から第3項までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜 に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
- (ア) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円
- (イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ (イ)において同じ。) 57,700 円(特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101 円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
- (ア) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年 修了前子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者 及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者
- ウ 負担額算定基準子どもであつて、かつ、次のいずれにも該当する第3子以降の特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)である満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供(ア又はイに該当するものを除く。)
- (ア) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が 97,000

円未満であること。

- (イ) 特定被監護者等が同一の世帯に3人以上いること。
- エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの (委任)
- 第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。